

2024年3月29日

お客様各位

電力取引市場における新制度への対応に伴う電気需給約款改定のお知らせ
(電力供給元：香川電力株式会社のお客様)

謹啓 平素より株式会社テレ・マーカー(以下「弊社」)のサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2024年4月より電力の安定供給を維持するための容量市場拠出金制度が開始され、全ての小売電気事業者に適用されます。弊社は、この新制度に適切に対応しながら、引き続き安定的にお客様へ電気をお届けするため、下記の通り弊社電気需給約款の一部を改定し、5月検針分から適用することをお知らせいたします。

上記に伴い、お客様の電気料金に影響が出る場合がございますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後もお客様にご満足いただけるよう、サービスの品質向上に努めてまいりますので、弊社サービスを引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■改定箇所

(1) 電気需給約款 別表第5表 仕入調整費

改定前	改定後
<p>第5表 仕入調整費</p> <p>(1) 還元基準値および追加請求基準値の設定</p> <p>イ 還元基準値</p> <p>当月調達単価が5円00銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引くものとします。</p> <p>ロ 追加請求基準値</p> <p>当月調達単価が15円00銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)を加えるものとします。</p>	<p>第5表 仕入調整費</p> <p>(1) 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数αの設定</p> <p>イ 還元基準値</p> <p>当月調達単価が5円00銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引き、独自係数α(円)×使用電力量(kWh)を加えるものとします。</p> <p>ロ 追加請求基準値</p> <p>当月調達単価が15円00銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)および独自係数α(円)×使用電力量(kWh)を加えるものとします。</p>

<p>(新たに追加)</p> <p>(新たに追加)</p> <p>ハ 還元基準値および追加請求基準値の改定 毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。</p>	<p>ハ 当月調達単価が 5 円 00 銭以上 15 円 00 銭以下の場合、各契約種別における料金に、独自係数 α (円) \times 使用電力量 (kWh) を加えるものとします。</p> <p>ニ 独自係数 α 容量市場拠出金に基づき、当社が設定する係数。</p> <table border="1" data-bbox="810 528 1241 577"> <tr> <td>独自係数 α</td> <td>2.58</td> </tr> </table> <p>ホ 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の改定 毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値、追加請求基準値および係数 α の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。</p>	独自係数 α	2.58
独自係数 α	2.58		